

預金口座取引一般規約 新旧対照表

(下線部分変更箇所)

現行の文言	新しい文言
<p data-bbox="231 481 470 515">第 15 条 免責事項等</p> <p data-bbox="231 537 774 907">1. 小切手、払戻請求書もしくは諸届出用紙に押捺もしくは記入された印影もしくは署名、または電話機や暗証番号読取機等の機器を通じて入力された暗証を、届出の印鑑、署名鑑または暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、たとえそれらの書類等が偽造もしくは変造され、または架電者や機器入力者が本人でない場合であっても、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。</p> <p data-bbox="231 952 367 985">2～6. (略)</p>	<p data-bbox="805 481 1045 515">第 15 条 免責事項等</p> <p data-bbox="805 537 1380 940">1. 小切手、払戻請求書もしくは諸届出用紙に押捺もしくは記入された印影もしくは署名(電磁的記録により当行に画像として送信されるものを含みま<u>す。</u>)、または電話機や暗証番号読取機等の機器を通じて入力された暗証を、届出の印鑑、署名鑑または暗証と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったうえは、たとえそれらの書類等が偽造もしくは変造され、または架電者や機器入力者が本人でない場合であっても、当行は、これによって預金者にいかなる損失、損害または諸費用等が発生しても、一切責任を負いません。</p> <p data-bbox="805 952 941 985">2～6. (略)</p>

株式会社 SMBC 信託銀行
規改1(日)2210